

帯広市共同住宅等における駐車施設の設置に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、共同住宅等の建築に当たり確保すべき駐車施設に関する最低の設置基準を定めることにより、良好な住環境の維持及び改善に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共同住宅等 共同住宅及び長屋をいい、店舗、事務所等と併存し、又はこれらの用途と併用するものを含むものとする。
- (2) 駐車施設の設置率 共同住宅等の住戸数に対する駐車施設の駐車台数の割合を百分率で表したものをいう。
- (3) 用途地域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域をいう。

2 前項に規定するもののほか、この要綱において用いる用語の意義は、特に定めるものを除き、建築基準法（昭和25年法律第201号）の例による。

(適用建築物)

第3条 この要綱は、前条第1項第3号に規定する用途地域（ただし、工業専用地域は除く。）及び都市計画法第43条第1項第6号に規定する地域に共同住宅等を建築する場合であって、住戸を6戸以上有する共同住宅等（既存の共同住宅等であって、増築又は改築により住戸を6戸以上有することになるものを含む。）に適用する。

(駐車施設の設置)

第4条 建築主は、共同住宅等を建築する場合は、駐車施設の設置率が70%以上となる駐車施設を設置しなければならない。

2 共同住宅等のうち店舗、事務所等と併存し、又はこれらの用途と併用するものを建築する場合にあっては、前項に規定するもののほか、当該店舗、事務所等のそれぞれの延べ面積の合計面積について150平方メートルまでごとに1台の割合で算定した駐車台数を保有する駐車施設を設置しなければならない。

(共同住宅等の敷地が2以上の用途地域にわたる場合)

第5条 共同住宅等の敷地が2以上の用途地域にわたる場合は、当該敷地に占める割合が最大の用途地域に当該敷地の全部が属しているものとみなして、前条の規定を適用する。

(駐車施設の位置及び構造)

第6条 第4条の規定により設置する駐車施設は、共同住宅等の敷地内に設置しなければならない。ただし、当該敷地の形態、周辺の状況等により、当該敷地内に駐車施設を設置することが困難な場合は、当該敷地付近の場所に駐車施設を確保しなければならない。

2 第4条の規定により設置する駐車施設の構造は、自動車が安全に駐車し、緊急時において通行する者及び自動車が円滑に出入りすることができるようにしなければならない。

(計画書の提出)

第7条 共同住宅等を建築しようとする建築主は、共同住宅等の駐車施設設置に係る計画書（別記様式）を建築確認申請書に添えて、市長に提出するものとする。

（住民等への説明）

第8条 共同住宅等を建築しようとする建築主は、近隣関係住民等から共同住宅等の建築計画等についての説明を求められたときは、説明会等により説明しなければならない。

2 建築主は、前項の規定による説明会を行った場合は、その内容について市長に報告しなければならない。

（適用除外）

第9条 この要綱は、適用建築物のうち、建築基準法第18条第2項に規定する計画通知に係る共同住宅等には適用しない。

（他の制度との関係）

第10条 帯広市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成8年条例第2号）の規定による駐車施設を設ける場合は、その駐車台数を第4条の規定により設置する駐車施設の駐車台数に含めることができる。

（委任）

第11条 この要綱の定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成8年6月6日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱の施行の際、改正前の帯広市共同住宅等における駐車施設の設置に関する指導要綱別記様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

共同住宅等の駐車施設設置に係る計画書

帯広市長

様

建築主 住所

氏名

電話

帯広市共同住宅等における駐車施設の設置に関する指導要綱第7条の規定により、次のとおり提出します。

建築場所	位置	帯広市		
	用途地域			
	その他の区域・地域・地区			
建築物	敷地面積	m ²	構造	
	建築面積	m ² (m ²)	延べ面積	m ² (m ²)
	建ぺい率		容積率	

増改築の場合にあつては、全体の合計床面積等を記入し、() 内には今回申請部分の面積当を記入してください。

住戸数と駐車施設

区分	住戸数	住宅の用途の駐車台数			店舗・事務所等の延べ面積	店舗事務所等の駐車台数		
		屋内	屋外	合計		屋内	屋外	合計
	戸	台	台	台		台	台	台
床面積					m ²			
必要台数	(住戸数×駐車施設の設置率)				その他の用途の駐車台数は床面積 150 m ² まで毎に1台 (延べ面積÷150 m ²)			
	戸×	% =	台		m ² ÷ 150 m ² = 台			
機械設備の有・無	有 (台) ・無		隔地駐車施設の有・無		有 ・ 無			
設置台数の合計	台		必要台数の合計		台			

近隣住民等への説明	建築計画についての説明を求められた場合は建築主において開催のこと	説明会が終了している場合	年 月 日
-----------	----------------------------------	--------------	-------

(この欄は記入しないでください。)

確認年月日	年 月 日	確認番号	第 号
-------	-------	------	-----

※ 駐車施設及び駐車台数を明示した図面等を添付してください。

※ 隔地駐車施設を確保する場合は、土地等の賃貸借契約書その他使用権限を証明できる書類等を添付してください。また、当該共同住宅等の建築にあたり、町内会、近隣住民等との間に、万一、問題が生じた場合は、建築主において解決することに努めてください。

※ 緊急の場合に管理人又は所有者に連絡ができるように通行人の見やすい位置に連絡先等の表示をしてください。

提出年月日 令和 年 月 日

緊急等の場合の連絡先

帯広市長 様

建築主

住所

氏名

電話

帯広市 番地に を建設
するにあたり、町内会、近隣住民等に対して、当該建築物に起因する紛争等を生じさせないこと
に配慮するとともに、万一、問題が生じた場合は、関係住民と誠意をもって話し合い問題解決に
努めます。

なお、緊急等の場合の連絡先については、次のとおりです。

所有者及び管理人	住 所	電 話	備 考